

TO DO CARD

外部の薬剤師から患者情報を入手

薬剤師



患者同意



情報入手

外部(病院・保険薬局)の薬剤師から患者の薬物治療に関する情報を得る前に、患者に次の3点を説明し、患者の同意を受ける。

□患者に説明する3点

- ①情報入手が必要な理由(目的)
- ②入手する情報項目
- ③入手した情報は他に漏らさないこと
(薬剤師は、刑法134条の適応を受ける)

□患者の同意を得たことを記録する

(例. 手順に従い同意取得後に情報入手)

※外部の薬剤師から情報提供を求められた時も、同様の対応を取るよう相手の薬剤師に伝える。

【行動のために必要な事項】

- ・薬剤師が取り扱う患者の診療情報は、個人情報保護法における「要配慮個人情報」に当たるので、その取得と第三者への提供については、十分な配慮が必要である。
- ・刑法第134条は、業務上知り得た情報を第三者に漏らす(秘密漏示)ことを禁じたもの